

三芳水道企業団の情報誌「三水通信第14号」をお届けします。
本号では、企業団の平成25年度業務量や平成26年度の予算の概要などを中心にお知らせします。

三芳水道企業団の平成25年度業務量（概要）をお知らせします

水道料金の収入の元となっている年間の水量（有収水量）は、6,046,749 m³で、前年にくらべ、マイナス77,419 m³と、大きく減少しました。

原因には、給水区域内の人口の減少や、節水意識の向上によるものなどがあります。

水道事業は、水道料金が収入の大部分を占めているため、水道需要の増加が望まれるところですが、ご家庭や企業でも

節約・経費節減・省エネなどの意識を持つことは、大変重要なこととなります。

三芳水道企業団では、水質検査を定期的実施するなど、重要なライフラインである水道を維持し、安心・安全な水を皆様に供給していくために、施設や設備の更新を含めた適正な管理や、経営の合理化に努めると共に、受益者負担の原則にのっとり、確実な料金収入の確保に努めてまいります。

業務量の推移 (最近3カ年)

| 項目及び説明 | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | |
|---------|-------------------|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 給水人口 | 人 | 年度末に給水を受けている人口 | 57,227 | 56,621 | 55,741 |
| 給水件数 | 件 | 年度末に給水をしている契約件数 | 27,400 | 27,521 | 27,583 |
| 普及率 | % | 給水区域内で給水を受けている割合 | 98.6 | 98.9 | 98.3 |
| 年間総給水量 | m ³ | 年度中に給水区域に供給した水量 | 7,603,199 | 7,768,394 | 7,878,791 |
| 年間有収水量 | m ³ | 給水量のうち料金をいただいた水量 | 6,123,357 | 6,124,168 | 6,046,749 |
| 一日最大給水量 | m ³ /日 | 年度中で最も多く給水した日量 | 26,269 | 26,360 | 26,049 |
| 一日平均給水量 | m ³ /日 | 年度中の平均給水日量 | 20,774 | 21,283 | 21,586 |
| 供給単価 | 円/m ³ | 有収水量1m ³ 当たりの収益(収入) | 233.61 | 233.61 | 232.29 |
| 給水原価 | 円/m ³ | 有収水量1m ³ 当たりの費用(コスト) | 327.40 | 332.57 | 337.18 |

平成26年度三芳水道企業団水道事業予算のあらまし

水道事業の予算は、①水道料金による収入、水の浄化や給水、施設の維持管理、水道料金の賦課徴収などの水道事業運営に係る収入支出に関する予算である「収益的収支予算」と②水道の本管や浄水場などの水道施設の新設、改良や更新に要する費用とそれをまかなう財源としての補助金や企業債などの収入支出予算である「資本的収支予算」の2つで構成されています。

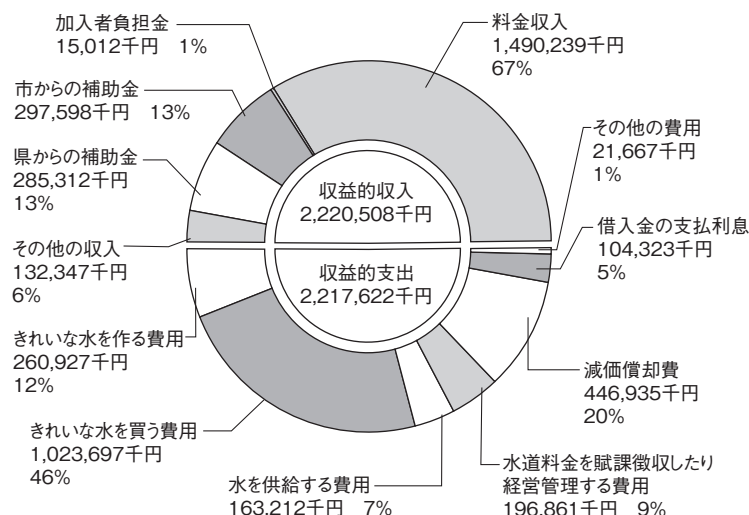
本年度は、老朽管更新事業として、漏水が多く発生している地区のうち、西岬地区の配水管について、整備を行います。

また、水道施設耐震化事業として、災害発生時においても給水ができるよう、主要浄水場の一つである、増間浄水場の耐震化工事を行います。

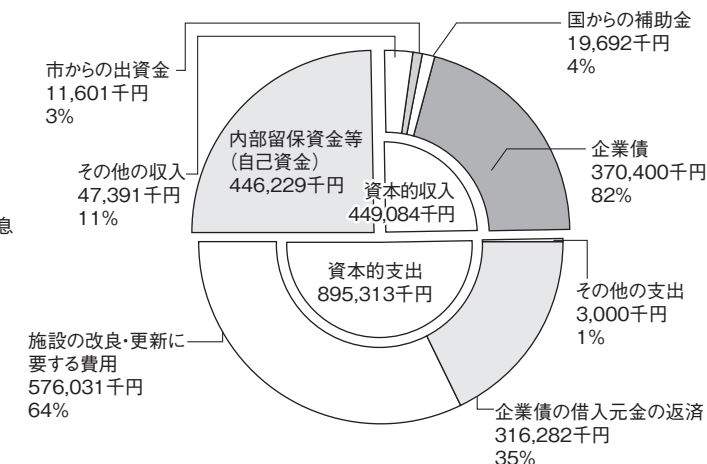
その他、経年劣化した設備の更新や、安全で安心な水を常時皆様に供給できるように、漏水調査や水質検査などを行ってまいります。

ホームページにも内容を説明したものがございますので、こちらをあわせてご覧下さい。

収益的収支予算 水道事業の運営に関する収支（税込）



資本的収支予算 水道施設の新設・改良・更新に関する収支（税込）



水道料金のご案内！！

水道料金は、「メーターの口径に応じた基本料金」と「ご使用水量に応じた従量料金」からなっており、原則として2ヶ月に1度(奇数月)のご請求となります。料金について詳しくはホームページをご覧ください。三芳水道企業団お客様サービスセンター(電話25-7311)までお問い合わせください。

なお、料金の支払いが遅れますと、やむを得ず給水停止とさせていただきますこととなりますので納期限を守り未納にならないようお願いいたします。

水道料金のお支払いには便利な口座振替を!!

自動引落で払い忘れがありません。

★口座振替取扱金融機関

館山信用金庫、千葉銀行、三井住友銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、中央労働金庫、君津信用組合、JA安房、千葉県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行(郵便局)



コンビニでもお支払いできます!!

水道料金納入通知書により以下のコンビニでもお支払いいただけます。

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、サークルK、サンクス、ミニストップ、スリーエフ、セブオン、ポプラ、セイコーマート、ココストア、コミュニティ・ストア、MMK設置店

※納入通知書の裏面にも記載してあります。

ご家庭の水道設備(給水装置)のメンテナンスはお客様ご自身で

ご家庭の給水装置はお客様の財産です。給水装置の管理を適正に行わないと、水漏れや水の濁りなどが発生する可能性がありますので、日頃から水道メーターの点検や朝一番に汲んだ水道水のチェックなどを行いましょう。

○給水装置とは・・・

公道などに埋設された配水管から「分岐してご家庭の各じゃ口まで」の水道設備を総称して「給水装置」といいます。給湯器なども給水装置に含まれます。

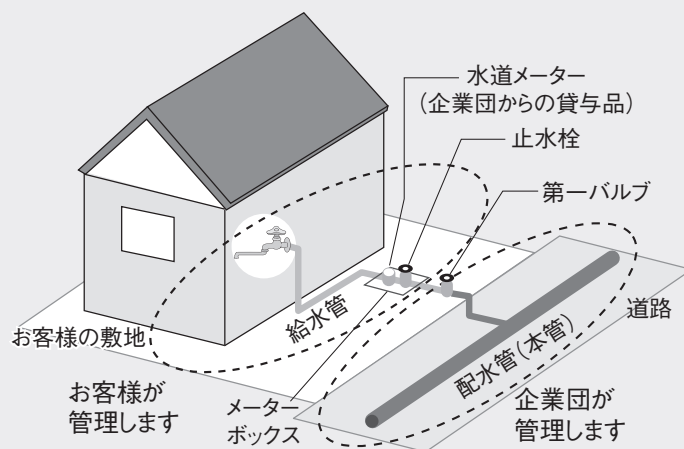
○給水装置の維持管理はお客様ご自身です・・・

ご家庭の給水装置はお客様の財産ですから、その漏水修理や改造はお客様ご自身で行っていただく必要があります。「じゃ口の水が止まらなくなったので修理して欲しい。」といったご要望を企業団にお寄せいただくお客様がいらっしゃいますが、企業団ではこのようなご要望にはお応えできません。

給水装置の新設・改造・修理など、工事が必要な場合はお近くの三芳水道企業団指定工事店(設備工事店)にご相談下さい。

○給水装置の管理区分(下の図をご覧ください。)

給水装置のうち公道などに埋設されている部分については、管理上、設置完了後に三芳水道企業団に寄付していただき、公道からお客様の敷地内に設置してある第一バルブ(止水栓)までは、企業団が維持管理をいたしますが、第一バルブから水道メーターを経て建物内のじゃ口まではお客様が維持管理するところです。



●検針にご協力ください

メーターの検針は、2ヶ月に1回検針員がお伺いし、使用水量と請求予定額をお知らせする大切なものです。そのため、お客様に注意していただかなければならないことがあります。

- 1.メーターボックスの上には物を置かないでください。
- 2.メーターボックスの上に自動車等を止めないでください。
- 3.犬は出入り口やメーターボックスから離して必ずつないでいてください。
- 4.家の増改築などで、メーターボックスが屋内、床下になる場合、移動してください。
- 5.メーターボックスの中に水や泥水が入らないように、いつもきれいにしておきましょう。(漏水の発見にも役立ちます。)

三芳水道企業団の相談窓口

(平日の午前8時30分から午後5時)

| | |
|------------------------------|---------------------------------|
| ●水道料金や使用者変更、使用開始(中止)などについては… | お客様サービスセンター (電話0470-25-7311) |
| ●道路などで漏水を見つけたときは… | 施設維持班 (電話0470-22-3783) |
| ●新しく水道を引いたり、水道設備の改造をしたいときは… | 業務係 (電話0470-22-3782) |
| ●水道水の水質については… | 浄水班(作名浄水場) (電話0470-23-3097) |

三芳水道企業団のホームページをぜひご覧ください。水道に関するより詳しい情報が掲載されています。

ホームページアドレス http://www.awa.or.jp/home/pww_344/